

## 6月1日（月）から 時間割通りレッスン再開いたします

長期にわたる休業で皆様には大変ご迷惑をお掛けいたしております。今後の予定を説明しておりますので下記をご確認ください。

5月4日の再延長案内時に6月第1週と第2週は振替対応として営業するとお伝えいたしましたが、4月分充当として行うことに変更させていただきます。

現在お持ちの振替は再延長案内通り11月30日まで延長しておりますので順次お取りください。

ジュニアのみ時間割が新しくなっておりますので再度ご確認ください。

### ■ 6月分月謝について 【4月分の月謝を6月分に充当いたします】

4月8日（水）まで営業しましたのでお客様によって4月分のレッスン未消化数が違います。従って下記ようになります。

#### 【お客様毎の金額は来場時に順次お伝えいたします】

|         |           |   |
|---------|-----------|---|
| 未消化数：3回 | 6月分月謝 1回分 | <b>6月分（全4回）から未消化分を差し引いた回数分を現金でいただきます。</b> |
| 2回      | 2回分       |   |
| 1回      | 3回分       |   |

|   |          |                       |
|---|----------|-----------------------|
|  | <b>例</b> | 稲川パル子さん エンジョイ 週1回 水曜日 |
|   |          | 4/1 受講 消化済            |
|   |          | 8 欠席 振替（11/30まで）      |
|   |          | 15 休業 未消化6月分月謝に充当     |
|   |          | 22 休業 "               |

**従って6月分月謝は2回分を現金でいただきます。**

※休業期間中に更新月を迎えられた方は月謝と合わせてお支払いいただきます。

#### ジュニアの保護者様へ

3月の学校休校の際に3月を休会とされた方は、3月分月謝を4月分へ充当としております。今回はさらにそれを6月分に置き換えて処理いたします。

### ■ 振替について

2 - 3月期および4月期で既に発生している振替は **11月30日まで延長** しています。

3月期で休退会されたジュニア、および4月期で休退会された方の振替期限は **7月31日まで延長** しています。本来休退会はその月の最終日までが期限ですが、休業したことで延長しております。

では再び水曜日在籍の稲川パル子さんに登場していただきましょう。

|   |          |        |        |
|---|----------|--------|--------|
|  | <b>例</b> | 3/4 受講 | 4/1 受講 |
|   |          | 11 中止  | 8 欠席   |
|   |          | 18 受講  | 15 休業  |
|   |          | 25 欠席  | 22 休業  |

**2 - 3月期に2回、4月期に1回、計3回が振替になります。**

### ■ ジュニアの変更届提出について

学校が休校中または再開しても今後の予定は大きく変わる可能性があるため、ジュニアの変更は、**当面の間毎月可能**といたします。（本来は期毎です）

変更希望する月の前月10日までにフロントへ変更届の書面提出が必要です。

（変更届とは受講日や時間、受講方法の変更、休退会などに提出いただく書類です）

ご不明な点はフロントへお尋ねください。